

現場代理人の兼任が可能となる条件及び主任技術者の専任要件の緩和措置については、次のとおりとします。

(令和7年7月1日以降に適用する)

○ 現場代理人の兼任が可能となる条件

以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者との兼任が可能となります。

- 1 請負金額が**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）未満であること。ただし、密接な関係のある工事については、請負金額の制限は設けない。
- 2 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- 3 兼任する工事の件数が3件以内であること。
- 4 兼任する工事の現場が日高川町内であり、移動距離が10km程度以内であること。
- 5 兼任する工事が全て町発注工事であること。
- 6 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 7 工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。

その他留意事項

上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。

○ 主任技術者の専任要件の緩和措置の内容

請負代金の額が**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の移動距離が10km程度以内の場合は2件の建設工事を監理することができるものとします。

対象工事

県、町が発注する工事（ただし、発注者により兼務が認められている場合に限る。）

施工にあたり相互に調整を要する工事について

資材調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合も含まれます。

その他留意事項

兼務する場合は、技術資料として「主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。

監理技術者には適用できません。

施工中工事において、新たな工事と兼務を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。